

第4節 育児・介護休業法

育児や介護の問題は、核家族化や人口の超高齢化及び少子化が進み、労働者、特に女性が就業を継続する上で大きな阻害要因となっており、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々は男女ともに多いにもかかわらず、こうした人々の希望が実現しにくい状況がみられる。持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一構造」を解消し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することが必要不可欠であり、このためには、全ての労働者を対象に長時間労働の抑制等仕事と生活の調和策を進めていくとともに、特に子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要

1 目的

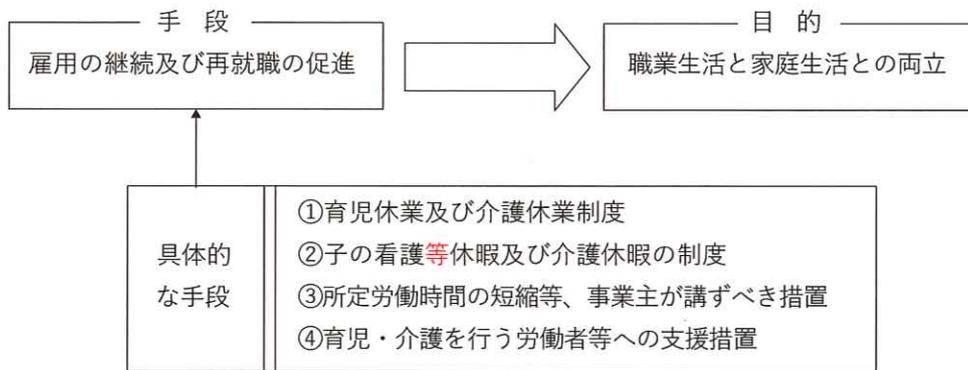
(法1条)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）は、**育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護等休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置**を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う**労働者等に対する支援措置**を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の**雇用の継続及び再就職の促進**を図り、もってこれらの者の**職業生活と家庭生活との両立**に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続及び育児・介護により退職した者の再就職の促進を図ることにより、主としてこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて福祉の増進

を図ること、また、副次的に、経済社会の発展に資することが目的であることを定めたものであり、そのための手段として、第一に育児休業及び介護休業に関する制度を設けること、第二に子の看護等休暇及び介護休暇に関する制度を設けること、第三に子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めること、第四に子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずることを明らかにするものである。

図解 目的の概要



2 概要

1. 育児休業制度

- (1) 労働者（日々雇用される者を除く。以下同じ。）は、その事業主に申し出ることにより、子が**1歳**に達するまで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が**1歳2か月**に達するまでの間に**1年間**）の間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が**1歳6か月又は2歳**に達するまで）、育児休業をすることができる。
- (2) **産後休業をしていない労働者**が、その事業主に申し出ることにより、原則**出生後8週間以内**の子を養育するため、**出生時育児休業**をすることができる。

2. 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、通算して**93日**まで、**3回**を上限として、介護休業をすることができる。

3. 子の看護等休暇制度

小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が**1人**であれば年に**5日**まで、**2人以上**であれば年**10日**まで、病気・けがをした子の看護や**予防接種・健康診断、感染症の流行に伴う学級閉鎖や入園式・卒園式・入学式などの式典への参加**のために、休業を取得することができる。

4. 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が**1人**であれば年に**5日**まで、**2人以上**であれば年**10日**まで、介護のために、休業を取得することができる。

5. 短時間勤務等の措置

事業主は、**3歳に満たない子**を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければならない。事業主は、**要介護状態にある対象家族**の介護を行う労働者で介護休業をしていないものについて、短時間勤務制度等の措置を講じなければならない。

6. 所定外労働の免除

事業主は、**小学校入学までの**子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。事業主は、**要介護状態**にある対象家族を介護する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

7. 時間外労働の制限

事業主は、**小学校入学までの**子を養育し、又は**要介護状態にある対象家族**の介護を行う労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

8. 深夜業の制限

事業主は、**小学校入学までの**子を養育し、又は**要介護状態にある対象家族**の介護を行う労働者が請求した場合は、深夜において労働させてはならない。

9. 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が育児休業の**申出をしたこと等を理由として解雇**その他不利益な取扱いをしてはならない。

10. 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に**配慮**しなければならない。